

議会運営委員会

平成19年2月26日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎小野 隆雄 ○里川宜志子 松田 正
浦野 圭司 中西 和夫
中川議長

2. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 峯川 敏明

3. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 浦野委員、中西委員

委員長

おはようございます。委員の皆さんには大変ご苦労さまです。議長が少し遅れておいでという事を聞いておりますが、全委員が出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。会議録署名委員に浦野委員、中西委員を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしていますレジメのとおりであります。

それではレジメに沿って進めてまいりたいと思います。1. 協議事項（1）平成19年第1回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

①会期日程につきましては、昨年12月議会会期中の議会運営委員会で日程案の確認をさせていただいておりますが、3月2日（金）から3月23日（金）までの会期22日間ということで決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

平成19年第1回斑鳩町議会定例会は、3月2日（金）から3月23日（金）までの会期22日間ということで決定させていただきます。

次に、②付議予定議案についてを議題と致します。

総務部長に出席を願っていますので、担当常任委員会には事前に説明がされていると思いますが、厚生常任委員会については、木田議員が病気治療のため急遽入院され、会議開催要件の定足数に満たない2名となり、2月20日に予定されていた委員会の開催は中止されました。各委員には副委員長名で事前に内容の把握をしておいていただく必要もあ

り、委員会配布予定の資料送付をもって対応されたと聞いています。

それでは、付議予定議案について総務部長から概要説明を受けることといたします。 植村総務部長。

総務部長 (概要説明)

委員長 付議予定議案の概要説明を受けましたが、委員皆さんのほうから事前にお聞きしておくことがあればお受けしてまいりたいと思います。質疑、ご意見等のある方はどうぞ。

ございませんか。 松田委員。

松田委員 質疑がないわけじゃないんですけどね、特に予定されている議案第1号の関係の附属機関の関係なんですけどね、これは今回も改正案が提起されているんですけども、今でも釈然としないものがあるという事で、これは前回も前々回も言ってますけど、一般質問させていただいて、その後この取扱いが決まってる事項について、審議をしよう、そういう風にさせていただきますけど、あえてこの際に一般質問させてもらうという事だけ申し上げておきたい。今日は時間に限りがありますから、具体的内容については省略したい。こう思います。

委員長 他にございませんか。 中西委員。

中西委員 総合福祉会館の建設工事、機械工事、電気設備工事、これを3つに分けておるのは何か理由ありますの。

総務部長 この関係については、3つに分けさせていただいておるものでございますけれども、この関係につきましてはただ今説明させていただきました本体工事、機械工事、電気設備工事、それと今回の説明に入っておりませんがエレベーターの關係に分離させていただいております。公共工事の入札及び契約の適正化を図る為、措置をする指針に基づき入札契約

事務を行っているところでありますが、なるべく工事につきましては、分離発注に努めるものとする、と書いてございます。その事から当該工事のうち、空調いわゆる機械関係でございますが、空調衛生設備工事や電気工事設備、エレベーター設置工事については、専門的で高度な技術を要する事から、信用性に高く、迅速な対応が強く求められております。あとは施工責任においても明確化が図られることから、アフターケアにおいても確かな技術により適切な管理が可能となります。ゼネコン施工になりますと、工程管理においても調整しやすいというメリットがございますが、分離発注であっても調整を十分すれば工事に支障が生じる事は考えておりませんで、これにおいても下請けや孫請けによる事になりますと、施工責任が複雑、曖昧になることも考えられる事から、専門工事業者の育成も熟慮、考慮するという事から分離発注を選択させていただいたという事でございます。今までも目安北団地、いわゆる町営住宅の関係もそのような形で施工させていただいている経緯もありまして、そういった方針でしているものでございます。

委員長 総務部長、答弁やから立ってやって。

総務部長 申し訳ございません。失礼いたしました。

中西委員 総務部長の方には中身聞いていくの無理やと思うんですけど、どうしてもこの分離発注した場合、工事の施工の段階でどうしても自分の会社のあればっかり出てきて、工程のあれ難しなってくる、だから何でこれ分けたんかな。それと、経費関係、3つに分けていった場合、重複してこないのか、その辺とか分かれれば。

総務部長 いわゆる分離発注するについては、今ご指摘いただいた内容について一番克服すると言いますか、そういった関係を整理しなきゃならんという事でございます。先程も説明いたしましたように、現場施工におきましてもそういったトラブル等がないようにという事で十分、それぞれ

の業者との中で構成会議、色々な面で寄って対応させていただくという事で我々といたしましても、そういった設計の管理をする者につきましても、また我々職員もそういった事について十分対応していかなきゃならんと考えております。また経費の関係につきましても、その点を十分考慮する中で経費の計上をされておるという事を聞いておりました、そういった事を克服する中で分離発注、いわゆる国の指針に基づいて今回、分離発注の方向に進めさせていただいたという事でございます。

委員長 松田委員。

松田委員 関連をしてですけどね、これ例えば先程の説明にもあったんですけども、それはそうだろうとは思いますが、3つ別々にしますわな。こういう事があるんかどうかは別なんですけど、建築工事の請負契約で例えば先程言われたように、契約が成立しなかったという時は、他の2つの関係はどうなるんですかな。

総務部長 その関係につきましては、いわゆる本体工事の設計が不調に終わったりなんかいたしました場合には、残る関係についても施工していかないという事で、契約をしないという条件をつけておりますので、本体が工事できないような状況になれば、他の契約についてもしないという事になっております。

委員長 松田委員。

松田委員 例えば先程のように、3月議会で一応提案はすると、その契約の内容によって途中で会期中に、議会中に撤回とは先に言うてはらへんのやけど、何か扱いが変わることも了承せいとされてるんですけど、むしろそうなってくると撤回になってしまうの違うかな、もしも成立してなかったら、承認受けることできないわけですから。その場合の扱いって言うのは、先程言われているような説明を受けてですね、その場合もあり

得るという事を議運で確認しといてええんかなという風に思うんやけど、むしろそれは、それまでに、今日ですか、入札されている事になれば分かると思うんで、一応議員に配布をされる状態の関係はあると思うんやけど、それらを初日に審議をされるならそのままでもいいし、もしも撤回せんないかんというような事態が発生してるとするなら、その時に言うてしもといてくれた方がね、提案説明の時でも云々でも、そしたら提案してない事になるわけですから、撤回するならするということにしといてもろた方が誤解がなくていいんかなと思うし、議運としても訳の分からんものを予定しておいて、はいそうです、と言う訳にもいこうまいなと思うんですけど、その辺はどうなんですかね、取扱い上、例がないことはないんです。

委員長

打ち合わせの段階で総務部長と話させていただきました。委員もご存知のように本日開票というのか、開封するらしいです、入札執行という形になるらしいです。その結果がこの議運の、先程低価格入札の調査の対象になるかどうかという事が可能性あるという事で、明日告示なんです。今日の段階でそれが判明した場合は明日告示の中からは削除する、当然そういう形でさせていただくというように話してましたけど、この事については、なぜ今頃という、議会があって、それまでにきちっともって余裕をもって、入札執行すべきやという事は、打ち合わせの段階で話してます。今回のこの件については、何かちょっと綱渡りの議案の提出の仕方という事で、総務部長も先程説明してますので、その点についてももう一度総務部長の方からしっかり委員さんらに分かっていただけるように、それとこういう事はないということ、これからも発生しないような状況を詳しく説明してもらえますか。 植村総務部長。

総務部長

前の下水道の関係におきましても、いわゆる余裕をもって入札を執行されるべきだという事で既に指摘があった中で今回このような状態になってまずは申し訳ないと考えております。色々我々といたしましては出来るだけ早い機会に入札事務を行いまして、この関係については余裕を

もって議会に上程させていただくという事で努めてございましたけども、諸般の事情によりまして、色々ありましたけども、このような事態になったという事で大変申し訳ないと思います。少なくともやはり、先程も申し上げてますけれども、何もなかった場合については、いわゆる初日に議案として上程できるという方法で出来ないか、という事について色々和我々なりにこうした状況にある中で、考えました結果として、告示の前の日の入札にやっとなに合わせて出していただいたというところでございまして、これは我々が招いたものでございまして、言い訳程度になるわけでございますけれども、それなりの交渉になったわけでございます。そういった中で大変申し訳ないんでございますけども、この入札をいたしましても、その価格は先程申し上げましたとおり、低入札価格調査制度にかかります価格以下でありましたら、我々といたしましても価格がちゃんとした工事が出来るものであるかどうか、その積算概要についても再度調査する必要性があることから、その事務をするための必要な期間がございまして、初日に上程できないというようなことも出てくるというような事から、出来ましたらそういった場合については追加日程として、会期中に提出させていただくという事にもなる恐れもあるという事でお願いしたものでございます。またもう一つ、今、予定はしておりませんが、不調に終わってしまえば、いわゆる業者が決まらなければ今議会においては上程できないという事になれば、またそういった事については、一から再入札をいたしまして、議会に上程させていただくという事でありまして、またその際には色々ご迷惑をかけるような事になりますけれども、そのような手続きをしなけりゃならないという事も、想定としては持っておるものでございまして、あくまでも先程説明させていただいたのは、低入札調査価格の関係について、そうした事の恐れが出てくる可能性があるという中で説明させていただいたものでございます。そういった事で色々何を申し上げてもやはり余裕をもった入札の執行をしなかった事が大きな原因にもなるという事もありまして、大変申し訳ないと思います。以後これからもそういった事を十分、日を使った中でのと言いますか、十分注意いたしまして事務を

していくという事を考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

松田委員

事情は分らんわけではないんですよ。分らんわけではないんですけども、部長も言われているように、この種の契約をしようという事について、あまりにも拙速にされていて、見通しが見つからない状況の中で3月議会に提案するんやという事を決めている。という関係やと思うんですよ。だから本来なら、これは正規に契約ができるという状況があって初めて提案されるべき性格のものだと思うんです。ところが提案する予定という事ですってという事で、委員会です承を得ている、提出をする段取りをしてしまうというところに問題がある、それは先程から言われているように、十分認識をされてるんだと思うんです。だからこの事については、そう何べんもあってはいかん事であるし、そういう関係になると、これは行政だけやなしに議会そのものを、一体何してんねや、という誹りを受ける事については免れないだろうと思うんですよ。そういう意味ではもう少しきっちりした対応のものを、そして十分に提起をして議会がどうするかは別にして、提出をする限りにおいては、それが筋ではないか。どうなるか分らんというようなものを提案するという事は、ちょっと軽率ではないかと思うんで、その辺は十分、配慮が必要ではないのか、むしろそういう事であるなら、それは見送ってですね、そして議会中で間に合う体制にあるとするなら、追加提案でも、措置はあるわけですから、会期中に提案されるという事にもなるだろう、ところが会期前に予定をしておいて、告示をしておいて、なおかつ途中でやめるという関係というのは十分想定されるという風な事であるとするなら、やっぱりはっきり確かめておく必要があるんじゃないかな。そういったような取扱いをしないと、あまりにも便利主義はしないかという事になりますし、その事がひいてはお互いの心情関係に関わる問題になっていくんじゃないかなという風に思われますから、特に注意をする必要があるだろうし、我々、これを受けていくとしても、その事については強くやっぱり指摘をしておかざるを得ないだろうという問題だと思うんですよ。ですから十分やっぱり今後のこの種の契約については、十分な

配慮をしてもらう必要があるのではないかという風に思います。

委員長

先程も私の方からちょっと松田委員の質問とかご意見に対して、ちょっと触れましたけど、打ち合わせの段階でこれはもう、この議運の委員会に提出する段階では、一つの方法としてもう出さないという形で追加日程があるか分からないという形で委員皆様に了承してもらっておこか、当初から抜いておこか、という事も検討しました。それが本日の何時かちょっと知らないんですけど、執行した段階で低入札価格調査が必要と、結果になれば当然明日の告示からは、調査する期間というのが必要ですので、改めて追加日程として提案させていただきたい、そのように担当からも聞いております。とりあえず、本日の入札執行という事については、私自身も分からなかったし、明日告示という事は決まっていますし、その事については宜しく頼むということは、先程からも部長が弁明してるとおりなんです。それで、本日のこの議会運営委員会としては、低入札価格調査を必要としないという前提の下での付託先を決定させていただいておって、その結果、この議運の時間内、もしその情報がキャッチできるんだったら、当然それは付託先を決定していかない、そして提案をされないという事で固めていきたいと思っております。そういう事で、委員会を進めていきたいなと思っておりますので、よろしくご理解のほどをお願いします。

何か他に、委員の皆さんからございませんか。 松田委員。

松田委員

これは付託も決まってない中で言うというのはどうかと思うんですが、指定管理者の指定の問題ですね。あらかじめ上程をする予定だという事での説明を受けているんです、総務委員会も、議案第15号の関係ですね。ところがその際に指定として出てましたのは、原案では3年方針にするという関係だったんです。その事について、1年契約の関係での、総括も十分に出来ていないし、その事を言わないままに3年にする事についてはどうも納得出来にくいというような意見があって、この事はその場で終わってるんです。ところが他の第16号にしろ17号にしても

ですね、任期の関係については関心があるんやろうなという風に、あってないようなものですけどね、独自ですから。ところがやっぱり指定管理者する限りにおいて、一つは任期が変わるし、3つのうち他の関係はどうのこうのという関係について、やっぱり教育されるんやろなと、ところが変わってもええんかいな、という事によって随分状態が違おうと思うんですよね。そういう関係についてどうかと言うと、それもそのままどの委員会も結論出んと、出す問題でもありませんし、一応そういう意見だけに留まって終わってしもてると、だから恐らくそのとおりに言われて、議運の打ち合わせの関係でも付託議案になるという事の予想をしてるんです、と言うて事務局からの報告ありましたけども、ところが問題なるという事をはっきりしといてね、そして付託する、付託先が別々になる、別々の議案である事は事実ですけども、ただあり得て然るべきだと思うんです、当たり前やと思うんです、審議の過程としては。ところが理事者側としてはそういう関係でも受け入れる用意はあるのかなと、あるいはそういう事について、それぞれにしてはるけど、どんな認識持ってはんねやろか、という事についてちょっと聞いときたいんやけど、余計な事やったらまたやめときますけどね。どうですか。

委員長

それとね、ちょっと前に。私ども建設の委員ですので、この二つの議案、観光自動車駐車場と、当然建水で説明ありました。その説明聞いてましてね、何を言うてるんや、という感じ。前回の時に一年という風に決めさせていただいた、変更してもらおう、その主旨がしっかりと認識されてないように思いますので、その場所で、松田委員と同じ事で言えないという事を言うてましてんけどね、今度3年という事で提案する予定なんです。その時の総務部長らにも答弁を求めようかなと思たんですが、この場所でまだ無理かなと思って、持ち越したところなんですけどね、効果を確認するには3年というような、そういう私どもの、建水の方ではそういう説明だったんです。3年という事を設定してきて提案する予定らしいです。当然、総務委員会でもまたそういう話もあったんかなと思いますし、その事も踏まえてこの議会運営委員会で、前もってそうい

うことがどういう事なのか、というのをもうちょっと分かりやすく総務部長の方から答弁してもらえませんか。私も松田委員と同じように、その場所、場所で質問させていただきますということは、建水の委員会で言うてます。その質問をしていって、果たして今松田委員がおっしゃってるように、3年とするのにはやはりちょっと、昨年の議論の内容を把握されてないのではないかな。むしろ、建水での1年間では効果が表れないので3年にして欲しいという言い方はね、私はちょっと議会に対して何を言うてるんだという、ちょっともう少ししっかりとその意味をね、前は4年でしたね、最初。あの時も今の議会の中で効果をしっかりと見たいという、そういう事も確かに言っていましたけど、もう一度指定するについての同意するにはしっかりとした効果を現せるように、一年間で効果が現れないという事は3年経っても現れないのと一緒ですし、それは固定されるんだと、私は思ってるからね。まして今までの予算でどれ位の事組んでいただいているのか、前回なんか全く指定管理者に観光駐車場なんかについても、以前の管理費より経費がようけかかっている、総合的にね。だから指定管理者にする一つの意味が全然理解されてないんじゃないかなという、ものすごく不審を持ちながら、一年でそれでもう一回見せてもらって考えよや、という思いで一年間そうしたんやけど、その間についての効果とかそういうものは一切報告もされてなかったし、私らも聞かなかったという事もあると思うんですが、やはりちょっと難しい事だなと、3年とするだけの私は意味はないと思いますし、それらはまた議論して別々にやっていくのか、それらが可能なのかという事も、今返答できる範囲で結構ですけどね。どうのこうのという約束は出来ないと思いますけど、やっぱり総務部長として全体の町の姿勢としてどうなのかなと。それともう一つの、今の言うてる建水への付託される分については、総務部長オブザーバーで出席していただいていますし、聞いておられると思いますし、総務委員会はもちろん総務部長が出ておられますし、議会運営委員会の中でも、お答えしていただきたいと、それと松田委員がみんな3年、ばらばらでいいのか、という事も含めてもし答えられるなら答えてください。

総務部長

今回、我々としては当初は4年という中で、4年の考え方については、委員さんの任期とはちょっと違っておりましたが、委員さんの任期、4年間位の任期に合わせた方がいいという事で4年にさせていただいた事を記憶いたしております。そういった中で色々ご議論いただく中で一年間という事になったという事で一年間そうしてきたわけでございます。その間その管理、運営につきましては、それなりに効果的、効率的な管理運営を図るためには、色々それなりと言ったら語弊ありますが、とも努力を重ねていく中で、概ね順調な公共サービスの提供は出来たと考えておりました、引き続き住民サービスの質の向上等を目指すにつきましては、引き続きそういった指定管理者をそれぞれの機関にお願いするという事がいいのではないかと考えておりました、我々はお願ひしたいと考えております。またそうした中で維持につきましてもやはりできるだけ経営努力をされます中で、出来るだけ多くの収益をあげられるように、また経費につきましては出来るだけ節減していく、可能な限り節減する、合理的な経営を目指していくという事を図ることが一番肝要である。もちろん住民サービス、いわゆるそういったものを披露するという事も大きな目的でございますけれども、仮にそういったものが現れてこなければだめじゃないかと考えております。そうした中でやはり出来ましたら我々といたしましては3年位の長期的な指定をいただく中で、そういったことに努めて参りたいという事でございます。

二点目の3年が同じでなかったらあかんのか、という事でございますけれども、色々それぞれの委員会において、色々ご議論いただく中で、最終的には我々としては同じくこのような指定期間という事でしていただいた方がいいのではないかと考えておりますけれども、それはあくまでも議会の議決内容でございますので、我々としてはそこまでは口は挟めないという事でございます。同意という事になれば、3年間という事でお願ひしたいという風に思います。

松田委員

随分ね、委員長自身も所管委員会で気にしてご質問なさっているよう

でありますし、総務部長からもご答弁もあるんですけども、確かに期間をめぐっては、それぞれの委員会でも色々意見が出てるという事は事実だと思うんです。その事を承知をした上でなお且つ調整をし、あるいは理事者側の提示のする3年を契約したんだという関係について、ほぼ了解を得てるんか得てないんかと言うとですね、何も決まらんづくにこのまま実際にきてると。そうすると強引、言葉は悪いんですけど、強引にこれは提案するという事に、受け止め方になるやないかと。そして私が言ってるんじゃないんですよ、そういう任期が問題があると言われてる人、評価を出来ないという事について疑問があるんだという風に言う人は言うただけに終わってしまう、そして結局無視されたという気持ちが出て、そこに不信感というものが助長するんじゃないか。従って恐らく理事者側としては、これは3つ特定したいと言ってるんですから、3つとも同じような期間でやる方が、という事で望ましいということは考えておいでになる事は間違いないし、恐らくそれについてはやっぱりそのまま出るんじゃないかなという風な気はしてるんですよ、私もね。ところがこれに異論があるという事になりますと、それは私自身は今まで一般質問をしてこの事を聞いてますからね、だいたい当局側の考え方というのは分かっているという気で、そういう風に出るんだらうなという事で予測をしてるんです。ただ、その時にこれを審議するについて、他の関係も3年という事でほぼ了承されているんですか、という事を質問したら、答えとしては議長がお答えになっただけで、理事者側から一つもなかったわけですよ。だからどう受け止められているのか分からんと、これはいずれにしても、わしは我が道を行くという事で3年で出すという形になるんやろうなという風に思うんで、そういう事では一体どうなのか、という事になって委員長に質問したんです。委員長、こういう意見があるんですけど、その事を全然確認をしないままに終わってるんですけども、一体どうなんですか、という事になりますと、一応議長は先程言われましたように、意見があったという事は答弁されました。しかしその結論はそのまま、出てないという事で。それでですね、そうすると委員長はもし付託をされるとするならば、付託されたそこで新た

に議論をしたらええ、せんなしゃないわという風に思てんねや、と言わ
はりました。そうですか、という風に言ったんですけど、それはやはり
事前に理事者側にそういう意見があるという事について、どう受け止め
るか、あるいはそれでもなお且つお願いをするという事、あるいはそう
いう風にしたいという事になるとすれば、これはいいのか悪いのか別な
んですけど、答弁書というものについて、言葉足らずであるとするなら、
説明不十分であるとするなら、説明を十分にしてくださいね、せめても、ま
あ仕方ないなという程度の関係にまで接触をされるんかどうか、という
事を要請する事も一つの方法ではないかと思って聞いたんですけど、委
員長は議論は議論、という事で付託されたところで議論したらいいと言
われたんですけど、それではちょっと無責任になるのと違いますかとい
う風に申し上げておいたんですけども、今もやっぱりこれはそのまま
出そうなんですけども、その事が悪いとか良いとか言うんではないんで
す。ただですね、もう、問答無用で出すという姿勢そのもの、あるいは
調整を、あるいはそういう意見があるんだけども、そういう事について
是非とも理解をしてほしいという風に願ってるという言葉が一つもない
わけですよ。ですから、しかしそれと同時にどうしてもこういう事
をはっきりしとかなないと問題になります、という事を提案してしまっ
て、こういう法案だという事を言うてしまうと、理事者側は、我々が黙っ
てると理事者側はそれが了解されたという風に受け止めてそのまま出し
てくるかと違うか。そうすると反対した、あるいは異論があると言うて
る人については納得を無視してることになる、発言を、という事になら
ないようにするためにはどうしたらいいか、という事を考える必要があ
るんでしょう、という事を私は申し上げた。そして出来るだけですね、
信頼の中での緊迫感をもったお互いの結論、というものがあって然るべ
きだという風に思うんですけど、やっぱりこのままでいきますと、問答
無用という方式でとられてしまうのではないか。するとそういう意見の
あった人の言うことについて、不信任だけが募ってくるという事になる
んで、あんまりそれは好ましくないのではないか、委員会の運営上も好
ましくないし、理事者側との関係についてもうまくないんじゃないか、

という事を考えるんで、出来ればそういう意見がまだ若干残ってると、確認、所管委員会で、とするならば、そういう関係について、多少了解を得られるような努力をすとか、あるいはその内容について検討する余地があるとかいう関係について一定の一致をどう見出すかという事についての接触っていうのがあって然るべきではないのかな。そうすると、癒着であるとか馴れ合いであるとか何とか言われるかも分かりませんが、その方がいいのかも分かりませんが、そういう面で気になりますんでね。しかも事は契約という関係になりますんで、一体どう理解しといたらいいなかな、問題が分かっているながら議運としてはとにかく審議する場所だけ決めときたい、あとは知らんよ、委員会の関係やと言うてしまえるんならそれでいいんですけど、その辺はどうなんじゃろと。我々はそれなりに心配、気にしてるんですし、理事者側はその辺についてあんまり気にせんと出したままそのままいくんじゃという事で思っはんのか、その辺をもう少し検討したほうがいいんと違うかという気がするんですけどね、私は。しゃあないからおいと、もう言うだけやで、という事になるんだったらおいといて終わりますけどね、何か何か方法ないもんかね、これは。

委員長

確かにね、これを当然この議会に提案しなければならない、というのは昨年度に指定管理者制度の導入と指定管理者を指定しました。その中で色々な議論、先程からの議論の中で一年間で一回様子みよと、その中に私の含みとしては、この今の指定管理者に指定してる相手先、これははっきり申し上げて小城町長なんです。こういう事がいかなもんかという事は盛んに言うてたと思うんです。特に私は建水に所属してますので、建水に付託される予定である駐車場、iセンターの観光協会の組織そのものに対しても私は突っ込んだ言い方を、議員としてしてます、今までからも。その事でどのように改善されたかという結果が全然示されなくて、なぜこうして出してくるんだと、本来はそう思うんですよ。ただ、その契約期間が1年という具合にして限定した、理事者側が4年という事で予定されてたんを1年という形で提案の前からそういう形にし

ていただいたという事、だから当然今これを、この議案を提出されるのはよろしいんですけどね、きちっとした含みをやはり、当事者である小城町長が議会に対して、このように私はしていきます、今はまだ会長でそのままでおられるんだと思うんです。そういう事に対して何ら改善されてるとか、このようにしましたとかいう報告もなしでね、同じように出してこられるという事が、今、松田委員もおっしゃってるように、何ら議会の、議員、一応指定についても賛成した議員に対しても何ら答えてない。そのままで出してきて、そのままでなし崩しで、観光協会の会長を兼務するのは妥当ではないでしょ、という事を話したし、その規約も改正されたように聞いているんです。それになおさらまだそこにおられるという事は、その説明もなしでこうしてされてるということは、やはり私は一般質問とかその時にまたさしてもらおう。ただ、契約を切れた、もしこれを否決してしまった時にどういうことになるのか、ということを考えたら、住民の代表としての議員がそういう事ではどうなのかという。だけど町長自体がその中身をしっかりと改善しなかったらあえてそういう形で動かなければ仕方ないのかなと、そのように思いますし、そこらをもうちょっと用意をしてもらって、この指定管理者制度の導入についても、ほんまにね、議会の議論する時間がないようにして出して来たように、私は思われて仕方なかったんですよ、昨年もね。そういうやり方がね、良くない事は分かっておられると思うんですよ、先程の入札の事についても、議会に、色々考える時間をなくして出してきておられるように思って、不信感しかないんですよ。総務部長にそういう事を言うのはどうなのかと思いますねけど、

(「委員長、ちょっと一つだけ付け加えて言わせていただけませんか。」との声)

松田委員 先程ね、私、議案の関係でも言いましたように、拘るようですけども附属機関の関係も言ってるんですね。その都度指摘した関係というのは、ちょっとずつ小出しみたいな格好で訂正案が出てるんですけどね、根本

的にやっぱり問題、しかも問題を提起をしてる私についても何もないわけですね、一切接触もなければ、どういうことが問題なんやと、あるいはどういうところに不審を持ってるんや、という関係が一つもないわけですよ、今回ね。だからそういう事のために、なお且つ意見の言いつ放しになってると、何か今、任期切れを迎える議員の関係について、とにかく何かたちのさいこ部屋みたいな事を言うてるような、思われているんかなと、すると今度はぽこっと出てくる、改正案がね。その改正案そのものは、全然その、こういう事についてはこう直してきました、こうしました、という事ではないわけですよ、一切無視されてるんですよ。だからそういう関係でものを眺めていきますと、今度の関係についての指定管理者制度の関係についても、先程委員長が言われるような事を思い立つ、だんだん不信感が募ってくるという関係になって、任期切れになるけども、本当にその、例えばもうぼちぼち辞めさしてもらおかなと思いつながら、こんな事があるとすると、その事の表明さえ出来ない、という事なんですけど、これをきっちりしたいという関係、何でこんな事が罷り通ってくるんやと。どんどんどんどんそういう事があっちもこっちも見えてくるという事になってくると、とてもやないけども、そんな関係についてはっきりする事がしようにも出来へんやないか、という気になってくるんですよ。そういう意味で先程言いましたように、もう少しお互いの緊迫感を持った中であったにしても、お互いに合意を打った努力というもの、あるいは無視されたと言われる印象を与えないための、議論は議論として私はいいと思うんです。合わないことも幾らでもあると思うんですけど、しかしその事についてお互いに誠意をもって議論をし合うという姿勢というのは必要と違うか。それが全く封鎖されてるように思われて仕方がないので、先程言ってるようなことを申し上げているんですよ。だから、この頃あいつ何か訳の分からん事ばかり言うてる事があるんか知らんけど、訳分からんという事ではそれでいいんですけど、ところが分かってる人がいる。たまにこれを言うた事について、部分的に改正が出てきてる。ところが煮詰めが足らん、しかしそれらの関係については、ただ単に思惑だけ言うて、私どもの意見と

いうのはいつも聞こうともせーへん。何を問題にしてるんかという事を確かめようもしない。というままに、色々と、こうしてしもてる、という事について、一体これはどうなってるんかなという、本当に分かってるんやろか、という気がするから先程言うように、ちょっとこういう関係について、何でもなければ何でもないという風に思うんですけど、やっぱり欠けてるものが何かあるんと違うかなという感じがするから、あえて言わしてもろているんですよ。そしたら同じようなことを委員長も今、言われているんですけど、ところが根本を探っていくと不信ですよ、というものがだんだん募ってくるという事になるんじゃないのか、それをやっぱり払拭するという関係を考えないといかんのではないか。せつかく今日まで斑鳩町議会に、議員との関係というのは円滑にしてる方だと思いますよ。それに、こういう事のためにそれぞれ不信感を助長さしていく、しかもそういう気持ちのまま改選期を迎えているという事については、不幸な事ではないのかなと私は思うからね、あえて私は申し上げる気になってきているという事だけ申し上げておきたいと思うんです。

委員長 里川委員。

里川委員 ちょっと私もお聞きしたいんですけどね、当初ね、この指定管理者制度について4年という期間を出してこられて、議会で色々議論して1年やっていただいたんですが、今度また3年と。この期間をね、決めはる時にはどこで理事者側ではこの期間について、決定を、どこでやってはんのか。それとこれは各課で判断をして、こういうのを出してきたのか、その辺ももういっぺんちょっときちっと確認をさせてほしいんですけど。

総務部長 この指定につきましては、それぞれいわゆる担当、駐車場とiセンターの関係については観光産業課の方で、いわゆる窓口になりまして対応しております。それと財団の関係につきましては、文化振興センターにつ

きましての関係は企画財政課でございますけれども、そういった関係の中で窓口にはなりますけれども、そうした中で申請が出てきました段階におきまして、審査会というものを設置しております。それにつきましては、いわゆる先のiセンター、駐車場の関係につきましては助役を長にし、私が副長になりまして、あと都市建設部の課長が委員、並びに企画財政課の課長が委員としてその概要について審議していくものでございます。また、文化振興センターの関係につきましては、同じく助役が長で委員長で私が副委員長となって、企画財政課が窓口ですけれども、総務部の課長が委員としてその内容について協議をしているものでございます。それと4年になったり3年になったりという事でございますけれども、いわゆる一つの方針といたしましては、先程もちょっと触れましたけれども、議員さんの任期に合わせた方がいいだろうという事で4年にしたような記憶をしております。ただ、今回は違ってましたけれども、そういうような事で4年というような対応をした事を覚えております。しかしながら、そういった中で1年という事になりましたけれども、以前に一般質問でこの関係についてのご質問をいただく中で、やはり新聞か何かの報道の中にも3年というような期間を採用してるところが多いような事も聞いておりました関係上、我々もその内容を協議する中で、やはり3年という複数年という事で3年とする事で選択させていただいたものでございます。そうした中でずっと進んできて、議会の議決を得るような内容とさせていただいたものでございます。

里川委員　　そういう形で審査会を持っていただいでて、期間も設定していただいでいるという事を今聞かしていただいた割にはね、総務委員会でもこの一年間、議会でだいぶ議論して一年としましたけど、総務委員会でもその一年間の総括をしないまま、新たに3年の提案をしたいと出してきたと。建水でも一年間では効果が出ないから3年にしてほしいというような、こんな変な言い方をしているという事で、ちょっとそれはおかしいんじゃないかなと。我々は一年間様子を見ましよう、初めてこういう事を導入するのに、諸問題、色々ある問題についても、いろんな心配を

議員がしてたわけなんです。ですからこの1年やってみただけ、こうでしたと、一定の結果があって、それで更にこういう事を踏まえて3年に期間を設けたいという事で議会の方でご理解いただきたいという説明があって然るべきやろうという風に、私は今の議論の流れを聞いてて、すごくそれを思いましたんで、審査会の中で一年に何でしたんか、議会の方が何を言ったのか、という事を審査会の中でちゃんと議論してもらえてなかったのかなというのが、すごく今の話の中で感じられますので、その辺の取扱いをきちっとしていただかないと、今いろんな意見が出てきてたと思いますので、審査会で期間などを決められる時にね、やっぱりちゃんと議会で、何のためにその時に一年にしたのか、その議論を踏まえた上での決定をして、方向を出していただきたかったなというのが、それが、そうしたとおっしゃるなら、したような説明があるのが当然やろうから、その説明がないまま出してきておられるというところに、ちょっと私も疑問を今感じてますので、その点について、ちょっと方向性の定め方っていうんですか、そこはちょっと、3年にしてはるところが多いからとか、ちょっと単純な非常に審査会での単純な決定の仕方ではなかったのかなという印象を非常に強く、私も持ちましたんで、これは総務部長、審査会でも出ておられる方なので、あえて私もちょっとこの意見は言わせといていただこうかなと思いましたんで、審査会の内容については分かりましたんで。

総務部長

ちょっと言葉足らずで申し訳なかったですけども、確かにそういった会議の中では一年に、という事で議会の方からそういう中で、一年間の様子見てみなさい、という事の中で一年間という事で指定の期間を定められたという事で、我々としてはその一年間の中でやってきたと。しかし、一年間という期間の中では特出すべきような合理的な内容が出てこなかったというようなものでございますので、そういったことから出来ましたらもう少し長いパターンの中で、指定していただいた方が出やすいんじゃないかというような事もありまして、また先程3年間という報道、ニュースがあり、その時の内容についても3年間程度にした方

が、いわゆる経営と言いますか、そういったものが計画をもってやりやすいというような事も、我々としては感じましたので、そういった事で決めさせていただいたという事でございますので、ただ単に何もなしに一年を終わるという事は決してございません。やっぱり一年は一年なりの思いがあってされてきたという事で我々としてはそういう取扱いをしたと。出来ましたら長期的なパターンの中で3年という事の中で、やはり経営を進めていきたいというような事をお願いしているものでございますので、よろしくお願いたします。

委員長

そしたら先程、私の方からちょっと話させていただきました観光協会の会長、それから財団の理事長が小城町長が勤められておって、その中の契約行為、それは当然法的にはクリアされての事であると思うんですが、私は好ましくない。審査会のメンバーに対しても、一方では契約の相手方であって自分らの上司と言ったらおかしいですが、トップですよ。これはやはり好ましくないという意見もあったという事は、審査会では何ら議論されてなかったんですか。それらについてどのように改善しようとされたんですか。

総務部長

その関係につきましては、色々のご意見をいただいているところでは私も承知しておりましたし、それなりに観光協会側からも定款、そういった事についても改善されたという事も聞いておる中で、委員長がおっしゃるような意向には全てはなり得ないけども、そういった努力をされる中でできておったという事も我々も承知いたしております。そうした中でやはり今回についても、暫定期間についても、そういった事を踏まえて出されてきておるといような、特段するよな会議の中での意見はありませんでしたけれども、それらを踏まえた中で議論してきたという事で認識いたしております。

委員長

その中できちっとね、議会の方でもそういう事の議論あった、観光協会の会長が小城利重さんから替わってない、その事について、どのよう

に申請が出てきた、観光協会からね。その申請が出てきてる書類は、観光協会会長小城利重という事が出てるはずなんです。それで申請先、斑鳩町長小城利重殿、そういう書類で当然出してきておられると思うんです。それを審査会という、契約の審査をする会がどのように判断されているのかという事なんです。だから、その事もしっかりと議論されて、そして出してこられるんだったらいいんだと思うんですけど、今の契約期間の、3年、1年、3年という中には当然それがあつたと、私はあるように話してたつもりなんです。今となつては残念、そして審査会という名前がどういうものなのかなという事だし、当事者である小城町長が全く理解されてないのは残念で仕方ない。自ら身を引いて、そして指定管理制度を継続していくべきだ、そういうものだと思はれるんです。だから、これは今どういう状態で今、話が出来んのかなという事も迷いながら話をしてるんですけどね、それらの約束を取り付けた上でしか審議できないというような形で私はしていかなければいけないかなと思うんですが、全然そういう事は町長は認識しておられないのかな、社協についても同じ事なんです。だから、社協についての動きについても、全くそのまま私から言えば居座っておられるという感じ。その事を色々議論しててもあれなんです、15分ほど休憩して。

45分まで休憩いたします。

(午前 10時29分 休憩)

(午前 10時45分 再開)

委員長

再開いたします。

先程の指定管理者の指定についての議案、この事についても、もう少しご意見のある方はどうぞ。

(な し)

委員長

なければ、付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたという

ことです承しておきたいと思いますが、その前に、休憩中に、先程から総合福祉会館の請負契約の入札結果という事で、総務部長の方で情報として聞いてもらってるという事について、総務部長の方からこの場所で報告して欲しいと思います。

総務部長 総合福祉会館の本体工事の関係につきましては、2社で入札をしたわけですが、株式会社奥村組奈良営業所が落札したという事で、これは低入札には入っておりません。それと、機械設備工事の関係につきましては、高砂熱学工業株式会社奈良営業所、これにつきましても低入札の価格ではございませんでした。それと電気設備につきましては、株式会社太子電気という事で、これにつきましても低入札価格ではございませんでした。以上の開札結果となっております。

委員長 という事は、先程色々委員さんの方からも心配をかけておりました低入札価格の調査は必要なく、この議会にそのまま提案するという事で理解したらよろしいですね。

総務部長 はい。明日告示の手続きを負わしていただきまして、出させていただくという事でございます。

委員長 今回の件で何かご質問ございませんか。 中西委員。

中西委員 電設は太子電気がする。高砂はこれ。

総務部長 高砂は町の火葬場を管理運営していただいている会社でございます。

中西委員 炉材やな、これ。炉やな。

そしたらこれは、その小学校前の太子電気さんですね、電気の方は。機械設備の方は高砂熱学。

委員長 火葬場やった高砂ではないんやね。

総務部長 私、勘違いしております、高砂だけで勘違いしておりました。あれは高砂炉材でした。申し訳ございません。

委員長 付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということで了承しておきます。

(「ちょっと委員長。」との声あり)

松田委員 確かに付議議案そのものについての問題ではないから、関連して一つ意見を言うておきたいんですけどね、こんな事を言うて、例えば3月議会で結論出せない関係になってくると任期が終わってしまうさかいに、全ての関係があかんようになったらあかんなど、次に検討せいという事の議題にはならんのと違うかいな、と思いながら言うんですけども。

例えば政治倫理条例審査会の委員の選出、今全部こうやって、先程の意向としては再選の意向なんやという意味で聞いているんですけどね、問題は政治倫理審査条例の関係ですね、この条例の改正以後、この際、助役の名称を副町長にするという事とあわせて、そういう事は副町長にするという事は決まっているんですけども、その実施の時期っていうのは今年の4月1日ですけど、同時期に政治倫理条例の関係もですね、副町長も適用内にするという関係の条例改正をしてはどうかな、という意見をもつんです。たまたまあいの時に、特別に何にもない時に副町長をするという事になると、何か副町長がおかしいみたいやという事になると思うし、名称を変えたときにしておけばですね、ついでにその時に倫理条例も改正したという事が言える、一つのきっかけと言いますか、条件としては今回する事の方がちょっと無難と違うんかいなという感じがするんですけど、どうなんでしょうかね。例えば今、倫理条例は町長と議会、そして二親等までですか、家族という事にしてるんですけど、助役その他の関係については、色々制定当時も議論をしましたが、一応

除外されているという事で、今回やっぱり含めた改正をしておく方がいいのではないかなという感じはしている。その事について検討する事が出来るのか出来ないのか、間に合わんさかいにあかん、という事になるんかどうかですね、ちょっと理事者側の見解を聞かせてください。

総務部長 今から条例改正手続きをとるという事になれば、少しどうかな、難しいかなと思いますけれども、この関係について、やはり追加という事を、いわゆる措置はとれるかとは思いますが。会期中にそうした事でありましたら、そういったことになれば追加で条例改正という事はとれるかと思えます。

松田委員 例えばですね、今言われているように、会期中に色々検討した上で追加提案という事が可能であるという事で言われるとするならね、この政治倫理条例の関係というのは、少なくとも議会で色々議論をして、そして正案を得たものを理事者側が提案する形をとったと思うんですよね。そういう成立の経緯からいきますとね、やっぱり十分に打合せをしてもらって、その場合には当然、突飛なことを言うようですけども、当局側と議会の関係が主体の常任委員会の正副委員長と議長と調整していただいて、提案する、どういう提案の仕方をするか、という事などを含めて3月議会で間に合わすようでしたら、そういう事にしてほしい。そしてどうしても合わないというのなら、これは新規の議会に申し送り、効力あるか分からんけど、私もきくべきか疑問なんですけど、もし出来るか出来ないかという事がありますから、改めてまたその時に言わな仕方ないかなという風に思うんですけど、そういう点を十分配慮した上で検討して欲しい、提案するかしないかも含めて検討してもらったらどうかなと思いますので、提起だけしときたいと思います。

委員長 今、理事者側の方が先に意見という事で、理事者側としては私自身も今まで色々理事者の姿勢というものを色々垣間見させていただいてる中で、議員提案の分については、あまり触らない方がいいのではないかと

というような、ものすごい遠慮もあるみたいなんです。当然この政治倫理条例といいますのは私も提案者の一員でしたし、色々議論させていただいた経緯もあります。その中で私らが提案したものがそのまま成案になったということで、その時の対案は、当然助役というものが入ってたと思っております。今、松田委員からこの議会運営委員会にちょうどこの改選時期、また助役という名称が、名称がと言ったら失礼ですが、副町長という形になってくる。その時点で加えるという事は一つのやり方ではないか、という事を提案していただいた、そのように委員長として受け止めておりますので、何分にも3月議会の告示の前日ですし、また議員提案をするかしないかという事をこの議会運営委員会の中で議論して、会期中の議会運営委員会で結論を出して、また改正案を提案していくと、その事をつかまえて、加えるか加えないかという事だけでの改正案を提出できるかどうかという事を諮っていきたいと思っておりますので、議長おいででしたらちょっと意見を聞かしていただきたいなと思っただんですが、まだ議長お見えじゃないんですが、今、全委員さんおいでですので、この事について、一応検討して、出来るものだったらという事で、進めさせていただきたいと思っておりますが、そういう事でよろしいでしょうか。

(了 承)

委員長

という事で、あとの一件の事もありますので、またそれは提案させていただきたいと思っております。提案するとなれば、理事者側からじゃなくて、議員提案という事を出させていただこうかなと思っておりますので、総務部長においては、その点だけ含んでおいてください。

他にございませんか。

(な し)

委員長

それでは、付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。日

程順に確認をしていきたいと思ひます。議事日程を閲覧いたしたいと思ひます。日程3. 諸般の報告についてですが、閉会中に議長から許可された三木議員の議員辞職願ひについては、斑鳩町議会会議規則第98条第3項の規定により、次の議会で報告することとなっておりますので、その報告をしていただくこととなっております。

次に日程4. 常任委員の所属変更についてですが、建設水道常任委員の中川委員から、厚生常任委員会への所属変更の申出書が提出されており、会議に諮っていただくのに、中川議長自身のこととなりますので、副議長と交代してもらって、副議長から地方自治法第117条の規定により中川議員の除斥を求め、中川議員の退席後、議題について諮っていただき、決定後、中川議員に自席へ着席願ひ、副議長から結果報告の後に議長と交代してもらおうということで、進めていただくということによるのでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

次に、日程5から日程7まで、各委員長からそれぞれ閉会中の委員会の審査結果の報告を受けていきます。厚生常任委員会については、先ほどご報告いたしましたとおり、閉会中の委員会は開かれませんでしたので、委員長報告はありません。

次に、日程8. 報告第1号の監査結果報告についてですが、辰巳代表監査委員から定期監査結果報告と財政援助団体の監査結果についての報告の後、退席の申し出がされております。

次に、町長から平成19年度の施政方針の説明を受け、会議時間の状況等を勘案し、議長の方で暫時休憩を取ってもらい、その後、総括提案説明を受けていく、ということで進めていただきたいと思ひますが、この休憩については議事進行の関係上、前後するかもわかりませんが、ここまでのところで、これらの進め方等についてのご意見、質疑等をお聞きしたいと思ひます。

(な し)

委員長

ございませんか。

それでは議長にはそのように進めていただくことで確認を致しておきます。

次に、付議議案の中で、総括質疑の後、各委員会へ付託されるものについて、あらかじめ所管の委員会に報告がされていると思いますが、付託先について確認していきたいと思います。委員会付託表と合わせてご覧いただきたいと思います。

議案第1号、斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例については、12月議会で審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例の審議を当委員会へ付託を受け、審議してきた経過等もあり、議会運営委員会へ付託。議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会へ付託。議案第3号、斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会へ付託。議案第4号、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)については、総務常任委員会へ付託。議案第5号、平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)については、厚生常任委員会へ付託。議案第6号、平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)については、建設水道常任委員会へ付託。議案第7号、平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)については、厚生常任委員会へ付託。議案第8号、平成19年度斑鳩町一般会計予算についてから議案第14号、平成19年度斑鳩町水道事業会計予算についての7議案は、委員6名で構成する予算審査特別委員会が初日本会議で設置されますので、予算審査特別委員会へ付託。議案第15号、斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定については、総務常任委員会へ付託。議案第16号、斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についてと議案第17号、斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定については、建設水道常任委員会へ付託。

議案第18号、斑鳩町（仮称）総合福祉会館建築工事請負契約の締結についてから議案第20号、斑鳩町（仮称）総合福祉会館電気設備工事請負契約の締結についてまでの3議案は厚生常任委員会へ付託。委員会付託先については以上のとおりです。付託先については、ただいま申し上げたようにさせていただいてよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

次に、日程29. 承認第1号、町長専決処分について承認を求めることについて（平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）ですが、初日の本会議で委員会付託を省略し、承認について諮ってもらおうということでご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

承認第1号については、初日の本会議で承認について諮ってもらおうことと致します。

次に、日程30. 同意第1号、斑鳩町固定資産評価員の選任についてから、日程37. 同意第8号の斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その7）についてまでの8件は、初日本会議で委員会付託を省略し、同意について諮ってもらおうということによろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

また、同意第2号から同意第8号までは斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについての案件であり、一括議題として諮ってもらおうということによろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

同意第1号、斑鳩町固定資産評価員の選任について同意を求めることについてから、同意第8号、斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その7)までは、委員会付託を省略し、初日本会議で同意について諮ってもらうこととし、同意第2号から同意第8号までの斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについての案件は、一括議題として進めていただくことで確認をいたしておきます。

次に、日程38. 報告第2号、平成19年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてから、日程40. 報告第4号、斑鳩町国民保護計画の報告についてまでは、初日本会議で委員会付託を省略し、報告を受けるということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長にはそのように進めていただくことで、よろしく願いいたします。

付議議案の取扱いについては、以上で終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

付議議案の取扱いについては以上で終わります。

総務部長のほうから他に報告等しておくことはありませんか。

(な し)

委員長 なければ、総務部長には他の公務もありますので、ここで退席をして
いただくことと致します。ご苦勞さまでした。暫時休憩いたします。

（ 午前 11 時 11 分 休憩 ）

（ 午前 11 時 12 分 再開 ）

委員長 再開いたします。

次に、継続審査、①町議会の財政健全化と議員定数についてを議題と
致します。

先般、開催されました全員協議会でのご意見等を踏まえて、今回の地
方自治法の改正に伴い、条例、規則等改正を要するもの及び斑鳩町議会
内部の取扱事項の改正等を整理したものなどを合わせて、正副委員長等
で協議を行い、改正案として作成させていただきました。まず、事務局
から今回の地方自治法の改正に伴い、条例等の改正を行う必要のものも
ありますので、改正内容等について説明してもらいたいと思いま
すが、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。

それでは、事務局の説明をお願いします。 浦口事務局長。

事務局長 （ 事務局長説明 ）

委員長 それでは、条例改正案等について、委員皆様方からのご意見をお聞き
してまいりたいと思います。ご意見のある方はお願いいたします。

中西委員。

中西委員 始めの、斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例の中で、第2条

の（４）予算常任委員会の関係ですねけど、この委員会の事務の関係が（１）から（３）の委員会に関する事務、という事になってますけど、前にちょっと聞かしていただいた時には、特別会計、補正の関係は各委員会で行うというような形で説明を受けたと思うんですけど、ちょっとその辺についてお聞きしたいと思います。

委員長

誠に申し訳ありません。私、この委員会とか全員協議会の場所でも特別会計の補正につきましては、元々の担当する常任委員会に付託していく方がいいのではないかなというような事も、何回となく発言しておりました。今、色々整理させていただいた中で、これは予算常任委員会を設置していくという議論の中からもちょっと反する事になってきますし、先程説明させていただきました中、取扱いの中で明記してますとおり、予算常任委員会では特別会計も含め、補正予算については審議していただく事であるということで訂正させていただきたい、そのように思いますのでよろしく願いいたします。

他にございませんか。 松田委員。

松田委員

中西委員が言われた事については、そう思う。これについては、予算に関する事務としてますけど、当然これは曖昧でありますし、予算委員会の時ともう少し明確にしてもらわなあかん。先程委員長も言われてるんですけど、これは一番肝心な関係ですから、特にこういう表現があった関係について、特に異論を申し上げて、この間も言ってるわけですからね。そういう風に直してほしい、それから明確にしておかなあかんと思います。これは決算はまだ決算委員会云々、決算だけそれぞれの委員会っていうんですけど、この辺がちょっと曖昧だと思うんです、提起の仕方が。この辺をもう少し明確にしてほしいという風に、これは私も思います。それから次には、規則の一部改正の関係で、繰り上げまたは繰り下げができることにするという関係ですね、その事については異論がない。ところが、これは月によって、水道なりあるいは一般会計の決算との関係において、これはですね、会計監査の関係は監査の日程の関係

と関係するんです、ですからその辺をどう協調するかという事を言うて
てくれないと、ただ議会だけの関係ではなくて、関係する分野がありま
すので、その面について一体どうするかという事を議論して欲しいなと
いう感じがしています。特に今、監査の関係でもう一辺検討する必要が
あるなど言っていますのは、2月の定例監査なんです。2月という事にな
ってくると、行政側も予算の編成があるわ、なんやかんやで一番、また
人事異動の関係も絡んできたりするという関係の時に、一括して定例
監査という関係で4日も5日もとるんですけどね、果たしてそれに対応
するについて、職員の側も大変であるし、一体どうなんかなど。だから
監査の関係で定例監査をもう少し一年間を通じて部事の設定をして、も
う少し考えることが出来へんのかな。例えば総務なら総務の関係を〇月
にするとか、厚生は〇月にするとかというような関係について、もう少し
一年間を通じて各委員会の関係についての、定例監査の関係を設定する
というような事について検討してはどうかという事を、これはいっぺん
調査してみようという事で、職員の側も2月の監査というのは随分対
応がえらいらしいです。そういう意味からいきますと、ここで言われて
いるように、議会の側だけはいいと思いますけど、他の関係との調整を
どういう風に図るかという事を検討して欲しいなというように思うん
です。それと次は、これは先例でありますからどうでもいいと思いますけ
ども、例えば実務の改正箇所先例と慣行の関係ですね、この間も説明
があって、果たしてそれがどうかなと思うんですけど、例えば予算常任
委員長及び広報発行委員長について、議長は入ると。しかし辞退するん
やという事を仮に言うんですけど、こういう表現が本当にいいのかなど。
やっぱり辞退するものとするというならいいけど、辞退すると言うなら、
これは当然このとおりにしたら欠員になるわけですね、この規定からい
きますと。そういうと補充をしないという事を言うて、欠員という事を
承知するならする、という事について、もう少し言葉を足さないとかあ
かんのと違うかな。あるいは辞任するという事にするのがいいのか、辞任
することができる。そして辞任した場合には補充をしないということ
などの関係、補充の条件をはっきりしておかないと、欠員を認めるとい

う委員会の構成の関係というのはおかしいなと思うんですよね。だから、そういう意味について、もう少し工夫がないのかな、こういう表現しか仕方がないのかなという風に実は思うんです。これは誤解を受ける形になりはせんかなというように思いますので、その辺についてはもう少し検討して整理してくれたらどうかなという感じがします。だから、私は今説明を受けた中については、中西委員の言われた関係と同じようでありますけど、3点検討要件というのを加えてほしいという風に思います。

委員長

以前から松田委員から議長が前もって辞退するという、取り決めてあれば、委員定数についてもそういう欠員とか補充とか、そういう問題が生じないのではないかなという事で色々指摘を受けています。当初にもこういう案を出させていただいた段階で、当初はそういうようにして進めてきておった経緯もあるんですが、なにぶんにも自治法の中で、議長も委員であるし、常任委員会に一旦所属しなければいけない、また所属した場合は会議に諮って辞退ということにしないと明文化されておりまして、その委員会の欠員扱いというのは、当然欠員が出た場合には補充しなければいけないという大前提もありますが、それは一時的に辞退しておられる。ちょっと表現的にはどうなのかな、一時的と言うんですか、議長でおられる間は、全ての常任委員会にオブザーバーとして出席しておられているという事もありますので、採決に加わらないでいくという事で、そういう扱い、それでいってもらう、という事になって、もし申し合わせて2年という事で決めさせていただいた時に、何かの事情で議長を辞職された時に、その任期、2年間の委員会の任期の間に議長が議員として所属入ってもらう、その予定の場所でもあるという事に考えています。そして、もしそこへ入られた場合は、広報であれば5名、予算であれば7、そうした場合には、今こうして色々検討させていただいて、議会の活性化を図っていくためには、そしたらそこに7名が必要かという事になってきたら、それは違うという事で、新たに議長になられた方と交代してもらって、そこへ所属してもらう、そういう事も想定しながら、ちょっと変則的な感じになるんですが、あえて

こういう条例、そして先例と慣行の中で、その事を触れておくという事でいきたいなど、いかしてもらわざるを得ないのかなという事で提案させていただいてるんですが、その事も再検討していかしてもらいます。規則の方の、必要がある時は前月に繰り上げという事で、これらは私も議運の委員長をさせていただいておって、あえて12月議会も11月の後半とかに、何も思わずこういう規則あるにも関わらず、当然理事者側からのいろんな要請というんですか、議案の議決時期とか県とかいろんな公方面へも影響を考えて、そしたら11月の末に開かなと、そういう事もしたような記憶があるんですが、この公文を加えてもいいというように事も分かりましたので、あえて加えておけばいいのかなという、簡単な考え方なんです。松田委員がおっしゃっていただけてます、監査、定期監査とかいろんな他の機関での日程的な部分も勘案して、出来れば年間予定というんですかね、今でしたら次の定例会の日程とかを議会運営委員会で皆さんに報告してますが、第1次的に議会という日程をまず、全体の一年間の予定を出させていただくという事で、議選の監査委員でもあります松田委員からご指摘いただいているように、職員も事務を扱っていく中でもそれに合わせて定期監査もやっていける、やる方がやはり無理なく審議をさせていただけるのじゃないかな。私自身も常々そない思ってますし、そういう事ができるのかどうかという事も、また研究課題として引継いでいかなければいけないなど、そのように今、率直に思っています。それで今の時点でどうする、というのはちょっと出来ないで、また議論を加えていかなければいけないかなと、そのように思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

松田委員

1番目とか2番目の関係の予算の関係は直すと言うてるからそんでいいんですけども、2番目の関係も、これは会議規則の一部改正について書いてて、繰り上げ、繰り下げの関係も議会の関係これでも構へんと思うんです。ただ、一つの配慮が要りますよという事だけ分かっただけでもらえたらいいという風に思うんです。ただ委員長の説明はあったんですけど、先行事例の関係について、議長の関係のこの表現っていうのはど

うかな、これしかないかな、書き方。という風に思うんですけどね、例えば各常任委員に入る関係についての委員会の数を言うてる、そして議長が入るという事に既成づけてしもてる。そして議長が辞めると言ってもええんやという関係も既成づけてしもてる。そしたらそしたら数を合わせた関係と議長の関係とは全然合わんと。欠員である事は間違いないと。事實は分からん事はないんですけども、こういう表現で本当にいいのかなと。ここで言うてるように、常任委員及び広報常任委員とすると、議長はするという風に言うてる。他のものは何も言うてないんですけど、議長にしてみたら完全に言うてる。ただし、議会に諮って辞退をする。原則としては辞退をすると。辞退をするという事は結局構成からいってもうまく、ここで合わせてるという事だけは分かるんですけども、そういう事を、この文章、こういう関係で表現するという事になんのかなという事については、ちょっと慣行として、慣行であってもおかしいんと違うかなというように思うんですけどね。だから、この事についてはもう少し考え方がないものでしょうかな。慣行としてる事についてはまあいいですよ。だから、例えば上では書いてるけど、議長が会議に諮って後先だけでもだいぶ感じが違うと思うんですよ。いわゆる議長が会議に諮って予算委員長やら広報発行常任委員長を辞退することができるという事でもいいと思うんです。この場合、補充を行わないということ、議長は、と言うてるんですから、議長を辞めたという関係を先程言われてますけど、辞めたら関係ないわけです、この条文、適用しないんですから。議長は、とここで言うてる限りにおいて、議長のことを宣言してるんですから、そういう風にでも改める方がいいんと違うかな。議長が、議長辞めたら云々と、辞めたらこの議長は、という関係はこだわらない、何も適用しないわけですからね。別にどうという事でもないん違うかなというように思うんです。そういう面については、先程委員長の説明とちょっと矛盾するんと違うかなというように思いますので、出来たらもう少しその辺を考えたらどうかな、そうしないと誤解を生む形になりはしないか。定員は何のために決めるんやという事になって参りますから、そういう事を考えた方がいいんと違うかという感じはするん

ですけどね。

委員長

ちょうど109条常任委員会というところの、実例、判例の中に議長及び副議長が常任委員とならなければならないが、議長については一旦常任委員となった後、議会の同意を得て辞退することは、特に必要がある場合においてはやむを得ないものと解す。こういう先例が出てますので、私も先程も何回も、今までからも何回も言うてますとおり、全協の場で議長は辞退するもんだという慣例、先例にしておけば、定数についても松田委員がおっしゃってるとおりなんですよ。予算委員会をプラス1にした、それから広報もプラス1の定数にしてあるんです。それは数合わせと言われても、それは当然そういう具合なんです。ただそういう先例、それから自治法に基づいて議長はその前に辞退するという事は不可能なんです、という事ですので、あえて数合わせのために予算常任委員プラス1にして7名という事で条例改正、条例の改正を広報についてもこのようにさせていただく。そして斑鳩町の実例、慣例の方でその事を事情をきちっと表していく、そういう事でこれはやむを得ない、色々議会を訪問させていただいた時に定数の多いところは、議長は常任委員を辞退していただいています、という説明を受けてたので、もっと簡単に先程申し上げるように、全協で辞退を表明してもらって、また、先例で辞退するもんだと、それができるもんだと私は解釈してたんですが、こうして自治法を見させていただいて、確認する中で、それはダメだという事で、確かに数合わせのために議長の席という形で、欠員という扱いで、委員会としては欠員という扱いでやっていかなければいけない、そのように、そういう運営しか出来ないというような事で提案させていただいております。

松田委員

僕はね、言われている関係について理解はできるんだけど、非常にこだわってると思うんや。僕はそんなこだわらんでもええと、この後の関係で、それで補充はしないという事だけでええんや、付け加えたらええんやと、そしたら意味が通じてしまうんやという風に思うんです。そ

れで今紹介をされているけども、特にやむを得ないとか特に理由がある
と言うのは数合わせの関係を言うてることだけしてることと違うやない
か。その事をここに書く事が出来ないと言うなら、補充だけせーへん
という事だけをはっきりして、足したらいいだけの事やないか。例えば辞
退すると、この場合は補充をしないという事だけにすれば、今委員長が
言う、特別の理由というのは補充をしないというところにあるわけです
から。とにかく定員を決めておいても補充をしない、欠員であるという
事で、その事については意味ないし、別に特別の理由というのはそこに
あるんやという関係の、オブラートに包むなら包む関係で俺はええと思
うんや。だからそういう用意は出来るはずやという風に思うさかいに、
何もこれに対してここで切ってしまうんと、補充するのকাশないのかと
いう事問題なだけで、補充はせーへんという事をはっきりしとけばそれ
でいいんじゃないか、というように私は思うんですけどね。

委員長 そしたら、副委員長とも話できましたので、先例と慣例、その10と
いう事で、議長は、予算常任委員及び広報発行常任委員とするが、会議
に諮り原則として委員を辞退する。なお、欠員については補充しない。

松田委員 するっていう事要らない。欠員になる事は間違いないから、この場合
補充はしないとだけでええんや。議長は、と初めに言うてしもてるんや
から、そんな変な事を入れようとするさかいに、ごまかしがあるような
云々と、理事者側で怒ってるのに、我々の関係はそんな事をしてごまか
さんなん事ない。むしろ辞退をする、この場合は補充をしない、という
事だけでいい、という事にすればはっきりするんやないか、私はそう思
う。そうでなかったら規定する、これとこれに議長は入るんやという事
を言うてるから、入る事の定数を決めてるわけですから、それでええん
と違うかなという風に僕は思うんやけどね。だからそれは検討してくれ
て、この方がええとか、もうちょっと言い方があるから直した方がええ
とか、拘りませんけどね、文書については。その方がええんと違うかと
いう事だけの意見を申し上げておきたい。あとは検討してみてください

結構なんですけどね。この場所で改正案を提起してくれとは言うてないし。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは、ただ今伺いました事も色々参考にしながら、本日の審議はここまでとし、初日本会議前の全員協議会での議会運営委員会での審議の報告もさせていただき、議員皆さんからのご意見をお聞きし、再度、会期中の議会運営委員会で意見整理をし、条例改正案等の最終取りまとめをし、3月議会最終日には議員提案ができるように進めていきたいと思いますが、そのように確認をさせていただいておくということではよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

継続審査については、本日はここまでと致します。

次に、その他についてを議題と致します。何か議員の方から質疑、ご意見等はありませんか。 松田委員。

松田委員 ちょっと確認させてください。一般質問するともしも触れていて、そんな事を聞いてないという事になって怒られるといかんさかいに言うんですけど、一つ確認しときたいんですけど、委員長ね、結局、附属機関の関係の時に、あんまり好ましい状況でないやないか、という事を指摘をしました。全面差替えをするについて協議をした際に、理事者だけに検討をせいという事でなくて、委員会として検討せーへんのですかと。委員会も検討、議会と言うてもいいんか分からんけども、すると言うていいと言われたと僕は理解してるんです。ところが、今回の関係をずっ

と見てますと理事者側は色々言うてあるいは注文つけて見解出させてはいるんですけど、委員会そのもの、議会そのものとしては調査をしていないという事があると思うんですけど、それはもう時間的に言うても今後、問題もあると思うんですけど、出来ない、する事にならんという風に委員長が思てはんのかなと思うんやけど、その辺はどうかなという事が一つとね、いわゆる調査の、委員会に、議会に送って調査をするという事について、するという風に言うてはったけど、実際にはそれは不可能やという風にお考えになっているのかどうかだけ聞かしておいて欲しいという事と、それから今普通ならですね、次の議会に継続して審議していこうという事でもいいんですけどね、今回は改選期であるだけに、みんな審議未了とかあるいは打ち切りとかいう格好になってきてしまって、これはもうご破算になってしまうという感じがするんですけどね。その辺についての取扱いというのは、こういう議案の場合はどうなんのやろかなという風に、自分でも疑問に思ってるんですよ。だから、そういう面についてちょっと議運としてはどんな見解を出すんかと、あるいは議運として言えなければ委員長としてどんな見解をお持ちか、ちょっと聞かしていただいてもらえませんか。

委員長

誠に申し訳ないんですが、私は委員長としても今の一件につきましては、その都度その都度担当とも協議というんですか、こういう状態になってるだろうと、委員会でこういう意見もあつたら、という事で念を押して、担当の方へ出向いて話をしています。もしそのポイント、ポイントでは副委員長にも報告しながら、今回の場合も、12年の議会が議決した別表と違うという事に対して、そのまま残ってる、放置された、この事についてはどういうことなんだと、どういように処理が出来るのかという事で、当然担当も県とも色々相談をしながらやってきてまして、公示のやり直しと言うんですかね、それらについてしておられるという事も聞いておりまして、またこの前からももう一度町長としてもっと真摯に受け止めてしっかりと議会に、と言うんですか、住民にも言うてくれという事で、町長の明日告示で皆さんに見てもらえる議案提案説明の

当初に、再度釈明をきちっとしていただくとなっておりますので、その上でこの今、議案を、という事を出しておりますし、今度はそういう漏れ落ちがないだろうなというのと、それと前の公示をされたという事に対しての損害を与えてる状態はないのか、という事も確認させていただいております。議員もご存知のとおり、議会が議決した委員会と出してきた公示されたという、そういうあり得ない事で実害があるのかどうか、という事も確認させていただいておりますし、その事も、その時の行為をどのようにして修正したのかという事に対しても、私は色々話してる中では、それできちとうまく終わっていくんかなというような感じになっていきます。あともし追求できるとしたら、その時の公示をした町長、そのものがどれだけの、やはり公示する文書に署名するというのは、どれだけの責任があるんだという事を、やっぱり再確認してもらえたらそれでいいのかなと思っています。その行為についての責任追及までは出来ないのかなと思っています。全く個人的な意見になるのか、議会運営委員長としてはそんな独走してもらったら困るでという、委員の皆さんに対して申し訳ないんですが、私自身の今の時点ではそのように思っています。

継続という問題についての改選時期については、これは議事録なり、それらで全て残っていきますので、時期的なものをどのようにして継いでいくかという事については、やはり議会というものが4年に一回、改選がありますので、そのあと、私もそのまま議会へ残れる可能性というのは、皆さん同じだと思いますので、どのようにして次の構成された議会運営委員会、また議長なりがどのように判断されるかは、私では、今の段階では申し上げる事も不可能と思いますし、また私は出馬する事を表明してますので、頑張っって斑鳩町議会に議論させてもらおうと思ってる事は、当選させてもらった時にはきちっと継続して審議していく、そのつもりでおります。

松田委員 僕はね、公の関係についてね、当局に調査をさして当局に色々さしてると。議会独自では調査をせーへんという事という風に受け止めておきたいと思うんですけど、それでいいですね。だからそれで、かなりや

っぱり議会の議決を、というのは何のためにすんねやと、あるいはそれより違ったものが出たとしてもその位腹立たへんという関係というのは、議会の本当にチェック機能というのは果たしてるんかどうか、という事について個人的に疑問を持つんです。だからそういう柔軟な姿勢というのをお持ちになっているんだという風に思うけど。

二つ目の関係で、一般の任期中の議会の関係の継続審査と違って、結局任期が切れてしまうという事になったら、言いつ放しあるいはその事についての答えが満足に返ってこないとしても結局審議を打ち切りになってしても、いわゆる審議未了と、あるいは任期切れによる議案の打ち切りという事になって、あやふやになってしまうの違うかなという風にも思うんですわ。こういう時に一体どうなんのかなと。だからこれも、どうにも出来んわけやな、継続審議にもならへんし、だから打ち切りになって審議未了と、言うただけと、問題にただけという事になってしまうんと違うかなと思うんやけど、それは普通解釈だろうと思うんやけど、一体そういう理解に立っていいんかなと。そういう理解に立つからこそ、私はあえて一般質問と言うてるんです。本当に一般質問の中でそういう事について、うちが言うてもいいんかなと。ただ残るのは曖昧さだけ残るという事になるんだけど、そういう事で議員としていいのかなという風に思うからね、ちょっと聞いておきたいと思ったんです。かなりそういった方の関係も割りに関心持ってるし、深い造詣をもってはるんで、委員長の見解を聞いていてね、そしてしょうもない事を言うかも分からんけど、一般質問してみたいと。そしてまた今まで考えてたことと、ちょっと今日の関係が変わってるけどね、また部分的にこういう事をされていくと、全然尊重、とにかく混乱してるんだ、こっちも混乱してしまうという事になるんですよ。本当の真実、本当の狙いというもの、あるいは何故これを追求しようとしてるのかという事について、十分に理解がされていないという事だけははっきりしてるんじゃないかな。これは行政も議会も共にですよ、そういう風にあるんじゃないかなという事だけははっきり言えるんかなという感じがするんですけどね。これは時間がありませんし、ただ単になびいて同じことを言いなさいということで

はありませんから、これで結構です。

委員長

先程もう少し、ちょっと話させていただきたいんですが、私ももう憤りだけなんですよ、当初はね。こういう事があってはならないというか、こういう事は議会をどれだけ軽視してる、先程もちょっと触れましたけど、公示された文書、それに小城利重って、その執行機関の長は議会が議決された事とチェックせずに署名したんですよ、だからその責任というのはすごい重大なもんだという認識は持ってます。ただ、12年からそのまま公示されておって、そのまま条例として、斑鳩町の法律として、議会の議決したものじゃないものがそうして出されてきて、この前の付託された委員会でそれが分かった。分かって何や、という事をまず、こういう事は絶対あり得ないし、ただその中での職員と色々な調査、それから今後の改善策という事に対しては、それは一生懸命やっていただいたし、署名した町長の責任という事は私は免れない、今回はね。住民にとっても議会に対してもとるべき責任というのは、はっきり言って、議会の議決した事と違うものを出した、それを公示してしまった責任は、執行機関の最高の人物としては、私はとるべき道はあると思っています。ただ、今私はその事を追及せずに今後気を付けていただきたいという事で、それを絶対正しいもんだと、そういう行為がいいものだとか、そういうものとは絶対思ってませんので、その点もちょっとこの場を借りてお話させていただきたいなと思ってます。ただ、今後の事については、二度とこういう事がないようにという事と、それから公示というものがどんだけのものであるのか、という事を町長自体がしっかり、それこそ熱いものに懲りて流すと言うんですか、そういう事を慎重にやってもらいたい、その願だけなんです。このことが今後、どれだけの事で町長自体が自覚されているのかは、今後のやはり対議会に対しての運営に対しても現れてくるんじゃないかなと思って期待をしています。それだけです、私も。

松田委員

これ以上申し上げません、一般質問だけで言わせてもらうけども、議

会も行政共にこの問題について、とにかくつじつま合わせを今、してね。はっきりしてしまおうという事に思ってるのかなという気だけ持ってるという事だけ申し上げたておきたいと思います。ありがとうございます。

委員長 他に、ございませんか。

(な し)

委員長 議長の方から何か報告等はありませんか。

(な し)

委員長 事務局のほうから何か報告等しておくことはありませんか。
浦口事務局長。

事務局長 先般、ご案内差し上げておりますように、この3月議会定例会最終日に議会と行政側との合同のお別れ会という事で、6時30分から信貴山の柿本屋さんで開催させていただくという事で、行政側の方につきましても、課長以上の出席のご案内をさせていただいておりますので、ご報告をさせていただきます。全員協議会の方でもその旨ご報告をさせていただきたいと思います。もし、当日欠席という事になりましたら、その分についてはまたどうさせていただくか検討させていただきますけれども、出来る限りご都合等が取れないという状況であれば、早めにご連絡の方をいただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。以上です。

委員長 それでは、他にご意見等もないようですので、その他についてもこれをもって終わります。

以上をもちまして本日予定いたしておりました案件は、全て終了いたしました。なお、議会初日には特段の審議をお願いする事がなけれど、

全員協議会の前には議会運営委員会は開かないという事にいたしておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

もし、委員会開催の必要が生じた時は、正副委員長の判断で招集をさせていただく事もあるという事をお含みいただいております。

また、委員会報告につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 それでは、これをもって議会運営委員会を閉会といたします。長時間
どうもご苦勞様でございました。

(午後 1 2 時 1 3 分 閉会)
